

福祉サービス第三者評価の結果

様式第9号



1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概況

施設名称	弘前市 ひまわり荘	種別	母子生活支援施設		
管理者氏名	所長 佐々木周治	開設年月日	昭和 26 年 8 月 1 日		
設置主体	弘前市	定員(世帯)	8 世帯	利用世帯 H26.2.1 現在	5 世帯
運営主体 (指定管理者)	社会福祉法人 草右会	所在地	※施設の特性上、住所及び外観写真は非公表		
連絡先電話	0172-32-4180	FAX 電話	0172-32-4180		
ホームページ	なし				

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
<input type="checkbox"/> 母親に対する生活支援 1 就職、生活管理 2 自立 3 健康管理 4 子育てに関する等の相談・助言 <input type="checkbox"/> 児童の指導 1 基本的な生活習慣指導 2 学習指導 3 行事への参加等	・ 荘内懇談会 ・ 食生活改善講座 ・ 手芸教室 ・ 定期・個別面談 ・ プラネタリウム鑑賞 ・ 親子遠足 ・ 子どもの日、七夕、お月見、ひな祭り製作 ・ 自然体験 ・ おやつ作り ・ クリスマス会(親子食事会) ・ 進級・進学を祝う会 ・ 健康診断		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
・ 入居室 8 室 ・ 浴室 1 ・ シャワー室 1 ・ 炊事場 2 カ所(8 世帯分) ・ 洗濯場 2 カ所 ・ 入所者トイレ 2 カ所 ・ 物干場 ・ 予備室 ※ 居室以外は共用	・ 事務室 ・ 指導室 ・ 洗濯場 ・ 物干場	・ 面談室 ・ 職員トイレ ・ 集会室 ・ 警備員室	
職員の配置			
職種	人数	職種	人数
所長	1	嘱託医(内科)	1
主任母子支援員	1	食生活改善指導員(嘱託)	1
少年指導員	1		
民間警備員(夜間・休日常駐)	1		

2 評価結果総評

◎ 評価の高い点

「支援」では全般を通して、細やかに母親と子どもの支援を実施しています。特に母親と子どもの安全確保のための適切な情報提供と支援では、資格取得や助成金等に関する情報や法テラス・裁判所などへの連絡と同行など高く評価されます。また、施設内外の行事などのプログラムは、母親や子どもたちの意見や興味のあることを取り入れ参画しやすいように工夫し、計画・実施しているほか、手芸教室や食生活改善講座などの自主的活動を進め母子が参加しやすいように工夫されていることも評価されます。

「自立支援計画、記録」では、利用者主体と自己決定の尊重が貫かれており、各種記録、手順、状況変化の把握と対応が適切に行われています。具体的には、自立支援計画表が母親、子どもの了解のもと策定され、福祉事務所とも綿密な連携を確保し、支援計画の見直しも個別支援会議や職員会議で実施しています。また、必要時・緊急時は臨時職員会議等で見直しがなされ、ケース記録には母親や子どもの状況を逐次記録し、個別支援会議録の内容なども詳細に記載されていました。

◎ 改善が求められる点

母子生活支援施設である「ひまわり荘」が、施設として目指す支援を実施するためにあるべき職員としての基本姿勢(行動規範)や専門性・資格等を文書等に明示し、それらに沿った職員一人ひとりの教育・研修計画を作成していくことが望まれます。また、施設の運営主体である法人(草右会)と一体となつての「人材確保・育成・配置等の総合プラン」の策定と、組織全体として体制を構築していくことが期待されます。

荘内で実際に行われている支援業務については、職員によって業務に差が出ないよう標準や質を担保していくためにも、支援業務全般についての標準を示した各種手順書や規程、マニュアルなどの整備と、それに基づいた実践と定期的な見直しが望まれます。(具体的には、受け入れ手順書、入所時支援マニュアル、プライバシー保護に関する指針(個人情報保護以外)、引き継ぎ文書、性教育カリキュラム、関連社会資源リスト、施設変更規程、アフターケア規程、自立支援計画策定マニュアルなどが該当します。)また、支援全般では母子生活支援施設運営指針(24.3 通知)に沿って支援を行っているとのことですが、全体的に運営指針に示されている内容と、現場の生活内容や支援の実際との乖離が懸念されます。全体的に個人の経験則や暗黙知の他、上司・同僚からの口頭による指示・教示に頼る傾向が感じられましたので、支援にあたっての心構え・姿勢の理解に留めるのではなく、それらが依拠すべき文書等も同時に整備していくことが求められます。なお、「緊急入所(措置)」、「一保護委託入所」、「緊急一時保護」を実施していないことから、所管する行政担当者側との検討を期待します。

見学や入所時には、施設からの支援の内容や施設における生活全般についての留意事項をはじめ、支援時の基本姿勢(個人情報・プライバシー保護、子どもの最善の利益・利用者尊重姿勢等)や職員の遵守事項等について、プリントの配布により説明がなされていますが、今後、写真やイラスト、図表等を活用して分かりやすく記載したパンフレット等の作成が期待されます。また、その際には、できれば大人用と小・中学生用に分けて作成することも望まれます。

3 第三者評価に対する事業者のコメント

これまで、利用者中心の施設運営を心掛けてきましたが、職員異動などで支援の方法に違いがないように等、様々な点において改めて見つめなおす良い機会となりました。

今後は母子生活支援施設職員としての専門性を高めるため、外部研修及び内部研修の充実に努めるとともに、支援についてはマニュアルや手順書を整備し、施設の特異性を考慮したうえで丁寧な支援を図りたいと思います。



平成 26 年 2 月 20 日 提出
(評価機関→推進委員会)

評価機関 評価概要	名 称	福祉サポートサービス
	所 在 地	青森市青柳 1 丁目 8-28
	弘前市との契約日	平成 25 年 9 月 18 日
	評価実施期間	平成 25 年 10 月 21 日～平成 26 年 1 月 17 日
	評価結果の報告	平成 26 年 2 月 19 日

評価細目の第三者評価結果

1 支援	評価結果	評価結果講評
(1) 支援の基本		入所時の面談で、「ひまわり荘入所者生活のしおり」や「ひまわり荘入所にあたって」を基に説明がなされ、個別の課題を明確にし、身上調書・入所台帳、個別の自立支援計画を作成し、専門的知識と経験を有する職員により支援を行っています。今後、課題を明確するためのアセスメント表と記入を標準化する作成マニュアルを整備していくことを期待します。
① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b	
(2) 入所初期の支援		自立支援計画表に基づき、必用品の貸し出しや各種手続きの支援、緊急の対応などを行い、生活の安定に向けた支援が行われています。日々、職員からの声がけや他入所者への紹介、施設ルールの説明、保育所・学校など関係機関との調整を行い、精神的安定への支援も行われていますが、引き継ぎ文書マニュアルや入所時支援のための規程作成が望まれます。
① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。	b	
② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。	b	
(3) 母親への日常生活支援		母親の生活歴や生活状況からニーズに応じて健康管理・栄養管理・経済的安定など生活全般に対する支援を行っていますが、心理的支援の方法に関する技術向上のための研修(勉強会)が望まれます。 職員からの声がけ(挨拶など)を積極的に行い、相談できる雰囲気づくりと体制をとり、必要に応じて、保育所・学校等への送迎の支援などを行うとともに連携がなされています。今後更に、子どもの発達段階に関する情報提供などの支援について資料を作成し説明できる体制づくりを期待します。 施設の庭に自主的に交流できるよう花壇を準備したり、台所(共同)での自主的交流を促したり対人関係の安定を図っています。今後は、悩みや不安、トラブルなどを抱える母親への心理的支援ができるよう職員間での勉強会など期待されます。
① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b	
② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a	
③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b	
(4) 子どもへの支援		母親のニーズに添い、保育園への送迎や通院の付き添い、放課後の学習指導(宿題など)を行っています。今後、子どもの発達や課題に合わせた情報提供など養育支援の充実が期待されます。 宿題や通学準備などの支援、進路相談に伴う各種制度・資源の紹介・情報提供が行なわれています。更に学習指導のための学習ボランティア導入など検討していくことが望まれます。 行事やレクリエーション活動をとおり、大人や子ども同士の交流を図り育ち合う力を醸成しています。更にボランティア・実習生など施設外の大人との交流の機会を設けていくことを期待します。 性に関する知識を提供するために数冊の図書を準備し子どもたちがいつでも読める環境を提供していますが、子どもの発達に合わせた性に関するプログラムを準備していくことが期待されます。
① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b	
② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b	
③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうのつきあいに配慮して、人と人との関係づくりについて支援している。	b	
④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b	
(5) DV被害からの回避・回復		DV加害者に知られないような手続きや関係機関との連携・連絡体制をとり、24時間対応できるようになっています(警備員との十分な調整と連絡体制を確保)。「緊急入所(措置)」、「一保護委託入所」、「緊急一時保護」は、現在、実施されていません。 母親と子どもの安全確保の面では、保護命令制度・支援措置などの情報提供、法テラス・裁判所などへの連絡と同行などの支援を行い、夜間の安全管理体制も整備(警備員常駐)されています。夫等からの面会に関しても、法テラスなどを活用し対応していますが、DV関連社会資源リストの整備や母と子の安全を保障するために地域関係機関との連携体制の整備が望まれます。 DVに関する情報提供と理解を促すかわりを進め、生活の安定と将来について職員と一緒に考える体制になっていますが、更に医師やカウンセラーとの連携、自助グループなどの紹介等が期待されます。
① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	c	
② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a	
③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。	b	
④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b	
(6) 子どもの虐待状況への対応		職員が行事の機会や学習支援の機会などを捉え個別に関わり、必要に応じ児童相談所や心理専門職に繋げる協力体制となっています。また、被虐待児の理解や対応のための研修会に参加し専門性の向上にも努めています。関係機関との定期的な情報交換の機会を設けていくことが望まれます。 職員は児童憲章を理解し支援の基準としており、児童相談所、福祉事務所、学校、保育所などと連携も図られています。
① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b	
② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b	

1 支援	評価結果	評価結果講評
(7) 家族関係への支援 ① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b	母子関係の悩みや行き違いなどに対し、それぞれが意見を職員に言いやすい雰囲気づくりと互いの意見調整などを行っています。今後も、必要に応じ親族等との調整していくことを期待します。
(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 ① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b	特別に配慮が必要(精神疾患や障害)な母親や子どもに対して、医療機関との連携(通院同行・服薬支援など)や保育所・学校・児童相談所・福祉事務所なども協力(手続きや情報共有など)し合う体制が整っています。今後、特別な支援が必要な母子に対するそれぞれの手順等を定めたマニュアル等の作成を期待します。
(9) 主体性を尊重した日常生活		母親や子どもの主体性を尊重し、自己管理・自己責任についても説明と日々の支援で実践しています。また、希望に向けた支援を行うことで母親や子どもの自信回復につながるよう努めています。
① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b	多くの年間行事や自主的活動を進め、母子たちも参加しやすいように長く工夫しています。野外レクやホテルでのクリスマス食事会など、積極的な取り組みは高く評価されます。
② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a	母親の現状や職歴、希望などを聞き公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センターの紹介・同行、資格取得情報の提供や時には職員による職業紹介なども行っています。また、母親の就業時間などから職員による子どもへの支援なども行われていますが、就労支援に関するマニュアルの作成が望まれます。
(10) 就労支援		現在、就労困難な母親はいませんが、対人関係支援、職場との関係調整、福祉的な就労の支援をすることは出来る体制になっています。今後、就労支援に関するマニュアル作成が望まれます。
① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a	施設変更による受け入れや引きつぎはこれまで事例はありませんが、ケース記録などの情報提供を行う体制は整っています。今後、引きつぎや申し送りの手順・文書等を事前に定めておくことが望まれます。
② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b	退所後、母子からの現状報告や相談などに対応してありますが、退所後に活用できる社会資源の情報提供や相談・支援の窓口、体制などを定めておくことが望まれます。
(11) 支援の継続性とアフターケア		
① 施設の変更又は変更による受け入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	c	
② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	c	

2 自立支援計画、記録	評価結果	評価結果講評
(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		身上調査や入所台帳等連携する諸機関の様式によりアセスメントを行い、詳細はケース記録に記録し、自立支援計画票を作成しています。また、職員会議や個別支援会議等で計画の内容が話し合われていますが、更に、定式のアセスメント(生育歴・職歴、家族歴、問題発生から現在までの経過、母親と子どもの現在抱えている課題、今後の希望などを把握できるもの)の作成を関係機関に求めていくことを期待します。
① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b	自立支援計画票は母親、子どもの了解のもと主任母子支援員(又は所長)が策定し、福祉事務所の援助方針も記載されています。月1回の個別支援会議で、モニタリングと再評価も行われていますが、自立支援計画票の策定手順書などの策定が望まれます。
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b	自立支援計画票の見直しは、個別支援会議、職員会議で遅くとも6か月ごとに実施しています。また、必要時や緊急時は臨時職員会議等でも見直しが行われ、臨機応変な対応をしていることが高く評価されます。
③ 自立支援計画について、定期的な実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b	ケース記録には、詳細に母親の状況や子どもの状況が記載され、個別支援会議記録の記載内容も詳細であり適切に記録されています。
(2) 記録の作成と適正な管理		母子に関する記録は、職務分担表に基づき記録管理がなされ、法人規程集にも文書保存に関して規定されています。また、個人情報保護規程には、情報開示に関しても規定され職員も尊重しています。
① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	a	職員会議、ケース記録、職員研修記録、自立支援計画票、業務日誌などの記録は、職員が必ず閲覧するシステムとなって実施されています。
② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b	日々の業務や変更などについても、業務日誌、各種会議記録などに記録されており、夜間の対応として警備員(委託)との申し送りの内容も記録されています。今後更に、これらの記録が支援の分析や検証に活用していくことが望まれます。
③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a	
④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。	b	

3 権利擁護	評価結果	評価結果講評
<p>(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮</p> <p>① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。</p> <p>② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。</p> <p>③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。</p> <p>④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</p>	<p>b</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>a</p>	<p>支援にあたっては、母親と子どもを最大限受容し尊重するよう努めています。常勤職員が3人ということもあって、日々の意思統一や共通理解も比較的円滑になされていますが、理念や基本方針、更には職員の基本姿勢等々に、子どもの最善の利益の尊重、入所者の権利擁護・利用者本位等を明記していくことが望めます。また、プライバシー保護に関するマニュアル・規程等の整備や、人権・人格尊重やプライバシー保護についての研修の実施なども期待されます。</p> <p>母親と子どもの思想や信教については、施設での共同生活性を考慮して、施設内で布教活動をしないなど他者に影響を与えない限り、その自由を保障しています。</p> <p>職員は日頃から入所者とコミュニケーションを積極的に図ると同時に、入所者との懇談会を年2回、個別面談を年4回実施し、また、施設内に意見箱を設置し、母親と子どもの意向を把握するよう努めており、それらでは活発に意見が交わされ、必要に応じて施設からも説明や改善等がよくなされています。</p>
<p>(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p> <p>① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。</p> <p>② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。</p>	<p>a</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>入所者(母親)が自らの生活全般について、自主的に活動する施設内の自治活動は行われていませんが、施設内の講座や行事等に参画しています。</p> <p>施設が行う支援内容については、施設概要、生活のしおり、入所のしおり等を活用して、事前に説明し、母親と子どもが主体的に選択・自己決定できるように努めています。</p>
<p>(3) 入所時の説明等</p> <p>① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるように工夫を行い、情報の提供を行っている。</p> <p>② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。</p>	<p>b</p> <p>b</p>	<p>見学希望には随時対応していますが、ホームページや施設のパンフレットの作成や、見学者へ配布説明する資料等の整備充実が望めます。施設概要や事業報告は専門用語や数値が多く、「生活のしおり」や「入所にあたって」は、諸規則を列記した内容となっていますので、入所者が十分理解しやすいよう工夫して配布していくことも期待されます。</p>
<p>(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境</p> <p>① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。</p> <p>② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。</p> <p>③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>b</p>	<p>「入所にあたって」のプリントに、「母子支援員・少年指導員が、生活全般にわたることや、子どものことに関して相談を受ける…」と記載し、いつでも気軽に相談を受け付けることとし、事務室や時には面談室を活用して日常的に相談対応がなされています。</p> <p>利用者からの苦情の解決や日常的な意見や要望への対応にあたっては、苦情解決の仕組みを活用して行うこととし、それらに関する施設の対応や見解は記録に残すと共に、施設入所世帯へ回覧しています。</p> <p>就業規則に体罰やセクハラ等、職員による入所者への不適切な関わりを禁じるよう規定しています。また、入所者が暴力行為や体罰・虐待等を行わないよう、日頃からコミュニケーションを図りつつ見守ることで、入所者の訴えやサインを見逃さないように努めるなど、親子関係を的確に把握するよう努めています。</p>
<p>(5) 権利侵害への対応</p> <p>① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p> <p>② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p> <p>③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>b</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>就業規則に体罰やセクハラ等、職員による入所者への不適切な関わりを禁じるよう規定しています。また、入所者が暴力行為や体罰・虐待等を行わないよう、日頃からコミュニケーションを図りつつ見守ることで、入所者の訴えやサインを見逃さないように努めるなど、親子関係を的確に把握するよう努めています。</p> <p>今後も職員は入所者の代弁者として、特に管理者は入所者ならびに職員の代弁者として、責任感を持って市行政や法人へ強く関わっていくことを期待します。</p>
<p>4 事故防止と安全対策</p> <p>① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。</p> <p>② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。</p> <p>③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。</p> <p>④ 十分な夜間管理の体制を整備している。</p>	<p>b</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>事故や不審者等の際には、緊急対応マニュアルに記載している連絡チャートに沿って対応することとし、地震の際には『地震時の対処法』に従って行動するよう入所者に理解を求めています。インフルエンザやノロウイルスの感染症対策は入所者に保健所等からの情報を提供して周知理解を図っています。</p> <p>遊具の安全点検は専門業者によるものが年1回、職員によるものが毎月1回実施されていますが、今後は、施設内の什器備品・設備についての自主点検や、施設内外での事故例やヒヤリハット事例等を収集・分析し、入所者へも情報提供していくことが強く望めます。</p> <p>夜間は、警備会社の警備員が1名宿直していますが、常勤職員による夜間や休日の交替勤務が導入されていません。ぜひ、防犯カメラや自動施錠システム、センサー式照明、警察や警備会社への緊急通報装置等の設置などについて、市や法人と検討協議し、十分な安全確保の体制を構築していくことが望めます。</p>

5 関係機関連携・地域支援		評価結果	評価結果講評
(1) 関係機関との連携			<p>職員は母子寡婦福祉手帳を必携し、入所者にも希望に応じて購入を斡旋しています。今後、当該地域(青森県域)における関係機関・団体の機能について、リスト化や資料化を行うなどして情報の共有化を図っていくことが望まれます。また、市の福祉事務所や児童相談所等の関係機関との定期的な連絡会議(要保護児童対策地域協議会等)への参画や、地域における子ども・家庭福祉についてのネットワーク化等に取り組んでいくことも期待されます。</p> <p>母親や子どもが地域の中で生活する意味や、地域交流を支援する姿勢は文書等に明示されていないものの、入所世帯は全て地元の町会に加入し、ねぶたまつりへの自主的な参加もみられています。特に施設行事は地域住民を対象にはいませんが、放課後や休校日には入所している子どもの友人が頻りに訪れ、集会所や中庭で一緒に遊んでいます。ボランティアは現在受入れていませんが、今後、入所者の処遇改善につながるような受入れを検討していくことが望まれます。</p> <p>施設として主体的に地域の福祉ニーズを把握し、施設が有する子育て支援の専門性を何らかの形で地域に還元していく取り組みを検討していくことが望まれます。</p>
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b	
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b	
(2) 地域社会への参加、交流の促進			
①	母親と子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a	
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b	
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	c	
(3) 地域支援			
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c	
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c	

6 職員の資質向上		評価結果	評価結果講評
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	c	<p>施設外研修や関係機関との会議へは、積極的に参加しており、復命書や職員会議にて研修報告もなされています。ただし、母子生活支援施設であるひまわり荘が目指す支援を実施するために、あるべき職員としての基本姿勢や専門性・資格等が文書等に明示されることを期待します。今後、それらに沿った職員一人ひとりひとりの教育・研修計画も策定と、法人のスケールメリットを活かしながら組織内に職員相互に専門性や支援の質を高め合うためのスーパービジョンの体制を構築していくことが望まれます。</p>
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c	
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b	
④	スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。	c	

7 施設運営		評価結果	評価結果講評
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知			<p>複数(施設種別)の社会福祉施設を経営、運営する法人の理念に基づき、「弘前市ひまわり荘(指定管理受託)としての理念や運営方針を概要(事業報告等)に明記しています。今後更に、母子生活支援施設として、また、児童福祉施設としての役割を反映させていくために、母子生活支援施設運営指針(24.3通知)に沿った内容に職員間で話し合い見直ししていくことが望まれます。利用者に対しても荘内掲示に留まらず、配布するなど周知方法の充実が期待されます。</p> <p>施設での日常の支援や業務についての様々な課題へ対応していくためにも適切な中・長期計画を策定し、更に支援の充実を図っていくことが期待されます。</p>
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b	
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b	
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b	
④	運営理念や基本方針を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b	
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定			<p>施設としての事業計画は、ほぼ行事計画となっていますが、年度当初以外にもその都度、職員間で良く話し合わせ、限られた予算の中でも充実した内容となっています。また実施後にスナップ写真を回覧するなど振り返り(評価・反省)も良くなされています。利用者へも荘内外の行事や講座の周知も毎月の「ひまわりだより」を利用する良くなされ、利用者の参加率の高さや満足度も良うかがえました。</p> <p>法人が市施設の指定管理者として受託しており、法人主導の事業計画や限られた条件や管理での運営となっていますが、児童福祉施設(母子生活支援施設)に携わる専門職として、運営理念や方針の追求・継続に努めていくことを期待します。</p>
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c	
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c	
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b	
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b	
⑤	事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b	

7 施設運営	評価結果	評価結果講評
<p>(3) 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。</p> <p>② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。</p> <p>③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。</p>	<p>b</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>施設長は、元行政職員として社会福祉行政に長く携わってきた経験や知識、関係法令等を会議などで職員にも周知、説明し、支援の充実に反映させています。今後、それらを基にした施設長としての方針や責務を文書化し、施設内外や法人に表明して行くことが望まれます。</p> <p>施設長は就任以来、職員の県外研修等への参加機会を増やすための予算増額を図るなど、研修の必要性を良く認識し、積極的に質の向上に努めています。</p> <p>地域における施設運営の動向などは、市の福祉担当部署との連携や女性相談所等関係機関との会議や研修等に参加し、把握に努めています。</p>
<p>(4) 経営状況の把握</p> <p>① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。</p> <p>③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。</p>	<p>b</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>外部監査の状況では、法人単位ではありますが会計事務所に決算期の精査指導を受けたり、弘前市の監査委員による調査も行われています。今後は施設としても、それらの結果のデータ化と分析をし、課題発見や運営改善につなげていくことを期待します。</p>
<p>(5) 人事管理の体制整備</p> <p>① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。</p> <p>② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。</p> <p>③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。</p> <p>④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。</p>	<p>c</p> <p>b</p> <p>b</p> <p>b</p>	<p>人事等に関しては、複数(施設種別)の施設を経営、運営する法人本部での管理体制となっており、施設規模や事業内容に対応した人員配置となっています。今後、ひまわり荘としての支援内容の特殊性や専門性を配慮した人員配置等を検討していくことを期待します。</p> <p>人事考課は客観的な基準に基づいた勤務実績評定票で実施し、各施設と法人本部合わせて4~5名の評定・評価者による職員勤務成績報告書も作成されています。今後、全職員に対して人事考課導入の目的などの周知説明と、達成内容を見極めた講評をフィードバックしていくことが望まれます。</p> <p>就業状況や勤務に関する意向は、法人本部で集約把握され、福利厚生面も併せて充実するよう努めています。</p>
<p>(6) 実習生の受入れ</p> <p>① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。</p>	<p>c</p>	<p>施設の特异性や利用者の意向を配慮し、実習生は現在受け入れていませんが、今後、申込校(者)とも特异性を考慮したうえでの指導内容を検討し、社会福祉に携わる人材育成への責務を果たしていくことが望まれます。</p>
<p>(7) 標準的な実施方法の確立</p> <p>① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。</p> <p>② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。</p>	<p>c</p> <p>c</p>	<p>利用者に対する日常の支援や施設職員としての業務について、個々の利用者に対して自立支援計画票を作成し、指導会議においてもケース記録や支援内容など話し合われていますが、施設運営指針では施設内で何れの職員が対応しても一定の水準を保った支援指導をするための手順書やマニュアルを作成していくことが求められています。施設運営指針や第三種評価基準を良く理解し、職員間で話し合い作成していくことが急務と思われれます。</p>
<p>(8) 評価と改善の取組</p> <p>① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。</p> <p>② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p>	<p>b</p> <p>c</p>	<p>年度初めに全国社会福祉協議会が示した自己評価と今回の第三者評価受審に於ける自己評価を実施していますが、自己点検チェックに留まることがないように、個々や全体の課題などを集計し、職員全体で話し合い改善していく体制づくりに向けていくことを期待します。</p>